

研究ノート

## 武器貿易条約（ATT）第3回および4回締約国会議の論点

榎本 珠良\*

### Key Issues at the Third and Fourth Conferences of States Parties to the Arms Trade Treaty

By TAMARA ENOMOTO

Since the 1990s, there has been a proliferation of initiatives to create regional and ‘global’ instruments that establish common criteria for the assessment of arms transfer licenses; this culminated in 2013 with the adoption of the Arms Trade Treaty (ATT). Since 2015, a Conference of States Parties (CSP) to the ATT has been held annually, and the Fifth Conference of States Parties (CSP5) will be held in Switzerland in August 2019. While research abounds on the negotiation processes since the 1990s of conventional arms control agreements and the roles of governmental and non-governmental actors in these negotiations, there is a striking absence of research on the implications of post-adoption processes and the roles of a wide range of actors involved in these processes. This article seeks to analyse the key issues of the Third and Fourth CSPs, including possible violations of the treaty by state parties, reporting mechanisms and sponsorship programmes for participation in a CSPs and related meetings. As a participant of the CSP process, the author hopes to record these historic moments and provide a basis for policy debates and future research on and evaluation of this process.

#### 1 はじめに

1990年代以降、ジェノサイドや国際人道法の重大な違反などに使用されるリスクを認識しながら自国からの武器移転を許可する政府の行為が、国連等の場で批判された。そして、2000年代から国連で武器貿易条約（ATT）交渉が行われ、2013年に同条約が国連総会で採択された<sup>1)</sup>。ATTには、締約国が、条約規制対象の通常兵器が移転先でジェノサイド等の実行に使われるであろうことを知っている場合や、国際人権法・人道法の重大な違反の実行等に使用されるなどの「著しいリスク」があると判断した場合に、その締約国は自国からの武器輸出を許可しない旨が盛り込まれた。

その後、ATTは2014年12月24日に発効し、翌15年8月24-27日にメキシコで第1回締約

\* 明治大学研究・知財戦略機構専門研究員（Research Fellow, Organization for the Strategic Coordination of Research and Intellectual Properties, Meiji University）

1) UN Doc. A/67/L.58. The Arms Trade Treaty.

国会議（CSP1）が開催され、翌16年8月22-26日にスイスで第2回締約国会議（CSP2）が開催された。翌17年9月11-15日にスイスで第3回締約国会議（CSP3）が開催され、翌18年8月20-24日には日本で第4回締約国会議（CSP4）が開催された<sup>2)</sup>。第5回締約国会議（CSP5）は、ラトビアのジャニス・カークリンス（Janis Karklins）大使が議長を務め、2019年8月26-30日にスイスで開催される予定である。

本稿の目的は、ATTの締約国会議（CSP）プロセスにおける過去2年間の争点や動向を明らかにすることにある。通常兵器の軍備管理・軍縮に関する研究においては、条約形成過程には一定の焦点が当たるが、条約採択後の過程に関する研究は比較的少ない。しかし、CSPプロセスで検討されてきた事柄は、条約実施や武器輸出入の透明性確保等に影響すると捉えられているからこそ、論争を生んでいる。

筆者はCSPsに大学関係者としてオブザーバー参加しつつ、コンサルタントとして非政府組織(NGO)に関与している。CSP1の争点・結果とCSP2に向けた論点や、CSP2の争点・結果とCSP3に向けた論点を解説した論考<sup>3)</sup>に続き、本稿でCSP3およびCSP4の争点・結果を整理することで、このプロセスに関する研究と政策論議の一助となれば幸いである。

次節以降では、CSP3とCSP4の論点として、①条約違反の可能性が指摘された事例、②報告書、③スポンサーシップ・プログラムに焦点を当て、背景を説明したうえでCSP3とCSP4での経緯を述べ、主に②と③に関して今後の課題を示す。

なお、本稿で出典を明示していない箇所は、各CSPでの筆者自身による記録や、コンサルタントとしての仕事を通じて入手した情報に基づいている。ただし、本稿の分析や見解は筆者個人に属し、いかなる組織の主張も代弁するものではない。

## 2 条約違反の可能性が指摘された事例

先述のように、ATTは、締約国が、条約規制対象の通常兵器が移転先でジェノサイド等の実行に使われるであろうことを知っている場合や、国際人権法・人道法の重大な違反の実行等に使用されるなどの「著しいリスク」があると判断した場合に、その締約国は自国

2) CSPの議長国については、可能な限り各地域で持ち回る形で運用されている。CSP1の議長国はメキシコ、CSP2の議長国はナイジェリア、CSP3の議長国はフィンランドであった。続くCSP4の議長国についてはアジア地域から選出することが検討されたが、当初はアジア地域のATT締約国（締約国会議の議長国になる資格がある国）が日本のみであり、日本を議長国とする方向で検討が進んだ。また、2015年の第1回締約国会議で採択されたCSPの手続規則においては、自国でCSPを開催することをオファーする国があり、なおかつその国での開催が決定されない限りは、事務局設置国（スイス）でCSPを開催することになっている。CSP3において、日本の高見澤将林・軍縮会議日本政府代表部特命全権大使がCSP4の議長に選出され、議長国に決まった日本がCSP4を自国で開催することをオファーした。その後、同国での開催および具体的な会場などが決定された。

3) 榎本 [2016b]、榎本 [2017]。

からの武器輸出を許可しないことを定めている。そして、どのような状況をもって「知っている」、「著しいリスクがある」と見做すかの判断は、各締約国に委ねられている。

このような条約ゆえに、各締約国の個別の輸出可否判断について、他国や第三者が「ATT違反」とであると断定することは難しい。そして、条約交渉時より、各締約国による個別の武器移転の是非を締約国会議で検証する案に対しては、消極的な国が多くみられた。

最終的に、ATTの第17条第4項には、「この条約の実施状況の検討」(a)や「この条約の実施および運用、……に関する勧告の検討および採択」(b)、「この条約の解釈から生ずる問題の検討」(d)、「この条約に適合するその他の任務」(g)といった項目が、CSPsにおいて遂行する任務として記された<sup>4)</sup>。いずれも曖昧な文言ではあるが、これにより、各締約国による個別の武器移転の是非を検討する余地が残った。しかし、以下で述べるように、CSPプロセスにおいて、そのような検証を行う機運は極めて低下しているといえる。

#### (1) 対サウジアラビア武器移転

ATTの発効後に、多くのNGO（とりわけ欧米のNGO）は、対サウジアラビア武器移転問題に焦点を当てた。サウジアラビアの隣国イエメンでは、2015年に入りハーディー政権がシーア派武装組織フーシに倒された。サウジアラビアは、アラブ首長国連邦、カタール、クウェートなどの参加のもとに有志連合軍を形成し、同年3月に軍事介入を開始した<sup>5)</sup>。この連合軍は、ハーディー政権を復権させるべくイエメンでの空爆等を行ったが、これにより同国民間人への多大な被害が生じた。翌16年には、国連専門家パネル報告書がサウジアラビア連合軍による国際人道法の重大な違反を指摘したことが明るみに出て<sup>6)</sup>、同年2月5日には、国連事務総長もサウジアラビア連合軍の空爆を非難し、同国への武器輸出停止を訴えた<sup>7)</sup>。その一方で、ATT締約国や署名国には、サウジアラビアに武器を輸出する国も多くみられた。2016年5月までの情報によれば、2015年にATT締約国19か国（イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南アフリカ、モンテネグロ、ルーマニア）と署名国3か国（ア

4) The Arms Trade Treaty, Article 17 (4).

5) Al Jazeera [2015].

6) MacAskill [2016].

7) Ki-moon [2016].

アメリカ、トルコ、ブラジル)が、サウジアラビアに武器を移転した<sup>8)</sup>。2016年5月前後までに、オランダ、スペイン、デンマーク、ベルギーは対サウジアラビア武器移転に対する規制を強化し、スイスはイエメンの全紛争当事者への武器輸出を禁じた<sup>9)</sup>。しかし、CSP2の参加国は、会議場でこの問題に言及することを避けた。

CSP3では、1日目にコスタリカが、中央アメリカ・カリブ諸国地域や、イエメン、シリア、そしてアフリカ・中東の他の場所でも流血が続いていると述べたが<sup>10)</sup>、5日間の本会議中の声明において、イエメンの状況について言及したのは、この声明のみであった。CSP4では、1日目にイギリスが、自国の武器輸出制度はATTに完全に即したものであると主張し、ATTは締約国を「中傷」(vilify)するためのプラットフォームにしてはならないと述べた<sup>11)</sup>。結局、CSP4の本会議でイエメンの状況に明確に言及した国はみられなかった。

## (2) 対ベネズエラ武器移転

CSP3においては、ベネズエラに対する武器輸出を問題視する会議参加国もみられた。例えば、会議1日目にメキシコは、アルゼンチン、カナダ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコの12か国を代表して声明を読み上げた。この声明は、ATT第6条および第7条に照らし合わせて、現在のベネズエラに武器を輸出すべきでない<sup>12)</sup>と訴え、ベネズエラが平和な状況に戻るまでは同国への武器輸出を控えるようATT締約国およびその他の国々に要請する趣旨であった。ベネズエラでは、近年の経済状況の悪化や、貧困や飢えなどの生活の困窮に加え、ニコラス・マドゥロ・モロス (Nicolás Maduro Moros) 大統領のもとでの政治に対する反発が強まり、2017年に入ってから国内各地でデモや暴動が頻発し、100人以上の死者が報告されていた<sup>13)</sup>。この状況に対して、上記12か国は同年8月8日にリマで会合を設けて、「リマ宣言」を採択した<sup>13)</sup>。この宣言は、ベネズエラの現政権に同国に民主主義の尊重を求め、

8) ATT Monitor [2016].ここで、締約国とは、批准、承認、受諾、加入、のいずれかの方法で、条約に拘束されることへの同意を最終的に表明した国を意味する。署名国とは、条約の趣旨や内容を公式に確認して基本的な同意を表明したが、批准、承認、受諾、加入のいずれも行っていない国を意味する。ATTに関する署名や批准等のプロセスについては、以下の条約本文を参照。Article 21, The Arms Trade Treaty.

9) ATT Monitor [2016].

10) Statement of Costa Rica, 11 September 2017.

<[https://www.thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/CostaRica\\_CSP3\\_11092017\\_General\\_Debate/CostaRica\\_CSP3\\_11092017\\_General\\_Debate.pdf](https://www.thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/CostaRica_CSP3_11092017_General_Debate/CostaRica_CSP3_11092017_General_Debate.pdf)> (2018年11月12日アクセス)

11) Reaching Critical Will [2018a], p. 3.

12) Carroll [2017].

13) Lima declaration, 8 August 2017

<[http://international.gc.ca/world-monde/international\\_relations-relations\\_internationales/latin\\_america-amerique\\_latine/2017-08-08-lima\\_group-groupe\\_lima.aspx?lang=eng](http://international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/latin_america-amerique_latine/2017-08-08-lima_group-groupe_lima.aspx?lang=eng)> (2018年11月12日アクセス)

同国における深刻な人道危機を憂慮し、同国による組織的人権侵害や抑圧を非難し、ATT第6条および第7条に基づき同国への武器移転の停止を求める内容であった。CSP3の1日目に、メキシコはこの12か国を代表して、同宣言に言及しつつ、あらためてベネズエラへの武器移転の停止を求めたのであった。また、同じく1日目には、先述のようにコスタリカが、中央アメリカ・カリブ諸国地域や、イエメン、シリア、そしてアフリカ・中東の他の場所でも流血が続いていると述べたが、続けてコスタリカは、ベネズエラにおける状況に憂慮しており、ATT第6条と第7条に基づきベネズエラに武器を移転しないよう求めると述べた<sup>14)</sup>。

しかし、この要求に対して、他の国々からの反応・応答はみられなかった。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の2010年から2016年による武器輸出入情報によれば、この期間にベネズエラに武器を輸出した国は、アメリカ、イタリア、イラン、ウクライナ、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、中国、ドイツ、ロシアである。こうした対ベネズエラ武器輸出国のうち、CSP3に参加した国が、会議中にこの問題に言及することはなかった。その他の会議参加国も、この問題に関する議論を行わなかった。

他方で、CSP3後の2017年11月13日に、ヨーロッパ連合（EU）は、武器および人権抑圧に使用されうる物資などの対ベネズエラ移転を禁じる措置をとることに合意し<sup>15)</sup>、翌18年3月28日にはEU非加盟国のスイスも、ベネズエラに対してEUの措置に準じた武器およびその他物資の禁輸措置をとることを発表した<sup>16)</sup>。当初、EUの武器禁輸措置は2018年11月14日までとされたが、同年11月の決定により、2019年11月14日まで延長された。こうした動きを、CSPプロセスを通じた議論の成果と捉える見方もありうる。ただし、これらの措置は、ベネズエラに対する武器等の移転を一律に禁じるものであり、各国がATTの移転許可基準に照らし合わせて個々の武器移転申請を審査し可否判断した結果としてベネズエラに対する武器移転が不許可となったわけではない。したがって、この事例は、EU諸国等が対ベネズエラ武器移転を控えるにあたって、ATTの規制だけでなく追加の武器禁輸措置が必要であったことを示すものともいえよう。

CSP4においては、コスタリカが、同国周辺地域の「特定国」への武器移転を懸念する

14) Statement of Costa Rica, 11 September 2017.

15) Council Decision (CFSP) 2017/2074 of 13 November 2017, Concerning restrictive measures in view of the situation in Venezuela.  
<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017D2074&from=EN>> (2018年11月12日アクセス)

16) Federal Department of Foreign Affairs of Switzerland, Sanctions against Venezuela, 28 March 2018.  
<<https://www.fdfa.admin.ch/eda/en/home/news/news-fdfa.html/content/eda/en/meta/news/2018/3/28/70265>> (2018年11月12日アクセス)

と述べ、ATT第6条および第7条に照らし合わせて、その「特定国」への武器移転を行わないよう求める内容の声明を発表した<sup>17)</sup>。しかし、その他の会議参加国は、この問題に関する議論を行わなかった。また、欧米NGOの側も、CSP3、CSP4および関連の会議において、対サウジアラビア武器移転を批判して議題にすべきだと求めた一方で、対ベネズエラ武器移転については同様の主張を展開しなかった<sup>18)</sup>。いずれにせよ、今後のCSPプロセスにおいても、各締約国による個別の武器移転の是非について検証がなされる可能性は低いことが予想される。

### 3 報告書

CSPプロセスの当初から主要争点になっているのが、締約国の国内法制に関する報告書（以下、法制度報告書）と武器輸出入に関する年次報告書（以下、年次輸出入報告書）のテンプレート（以下、様式）の問題や、締約国の報告書提出状況の問題である。

両報告書に関する条約上の義務を確認しておこう。まず、ATT第13条1により、当該条約発効日の90日前（2014年9月25日）までに批准等の手続きを行った国に対しては、発効日より1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じる。また、2014年9月26日以降に批准等の手続きを行った国に対しては、その日から90日後に条約の効力が発生し、効力発生以降1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じる。

次に、ATT第13条3は、年次輸出入報告書について、次のように定めている<sup>19)</sup>。

締約国は、毎年5月31日までに、第2条1の規程の対象となる通常兵器の前暦年における許可されたまたは実際の輸出および輸入に関する報告を事務局に提出する。報告は、閲覧することができるものとし、事務局が締約国に配布する。事務局に提出される報告には、当該報告を提出する締約国が関連する国際連合の枠組み（国連軍備登録制度を含む）に提出した情報と同一の情報を含めることができる。報告には、商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を含めないことができる。

しかし、これらの条項には、両報告書に掲載すべき具体的な情報までは明記されていない。そこで、CSPプロセスにおいて、両報告書様式の作成が試みられたのである。

---

17) Reaching Critical Will [2018a], p. 3.

18) これに対しては、欧米NGOが問題視する武器移転の事例選択に偏りがあるといった批判が、CSP4に参加したNGOや研究者のなかにもみられた。

19) 本稿におけるATTの日本語訳は、外務省による仮訳を参照している。外務省 [2014]。

### （1）作成された報告書様式

CSP1では、報告書様式草案を正式採択せず「留意する」旨に合意したうえで、ワーキング・グループ（WG）会合で検討を加えることを決定し、実際に2016年にWGが設置された。しかし、WGを通じては、CSP1で「留意」された両報告書様式草案の内容に変更は加えられなかった。CSP2では、締約国は両報告書様式を承認（endorse）し、締約国に対してこれらの様式の使用を推奨（recommend）し、これらの様式に関しては締約国による見直しを行っていく（will be kept under review）ことが合意された<sup>20)</sup>。見直しの可能性があるにせよ、「承認」された報告書様式には、以下の点を含め、様々な問題が含まれていた。

まず、ATT第13条は、両報告書を「閲覧ができるものとし、事務局が締約国に配布する」（…shall be made available, and distributed to States Parties by the Secretariat）としている。2013年の条約採択時には、これは報告書を一般に閲覧可能にすることを意味するとの解釈が、交渉に関与した人々に広く共有されていたものの、条約採択後に論争が生じた。結局、CSP2で「承認」された両報告書の様式草案には、各締約国が一般公開の可否を選択するチェック・ボックスが設けられていた。これは、締約国は各報告書を必ずしも公開しなくてもよいことを意味した<sup>21)</sup>。

また、ATT第13条3は、各締約国は「商業上機微な」情報や「国家安全保障に関わる」情報を年次輸出入報告書から除外することができるとしている。これに関して、CSP2で「承認」された報告書様式草案には、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」を問う項目が設けられたが、この問いに関する「Yes」と「No」のチェック・ボックスへの記入は任意とされた。これにより、締約国が上記いずれかの理由により報告書から除外した情報があるか否かすら明らかにされない可能性が生じた。

なお、先述のように、ATT第13条3において、各締約国は、条約第2条1の通常兵器について年次輸出入報告書を提出し、この報告書には関連する国際連合の枠組み（国連軍備登録制度<sup>22)</sup>を含む）に提出した情報と同一の情報を含めることができる旨が記されている。しかし、国連軍備登録制度の兵器カテゴリーからは、除外される武器が多い。さらに、ATT第5条3は、条約第2条1に含まれる重兵器7カテゴリーに関して、「条約発効時に国連軍備登録制度において記述されている兵器よりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない」としており、これは同制度で報告対象とされる重兵器だけを規制し

20) ATT/CSP2/2016/WP.6/Rev.1. Report of the ATT working group on reporting templates to the second conference of states parties.

21) ATT/CSP1/2015/WP.4/Rev.2. The Arms Trade Treaty: provisional template.

22) 1992年に設立され、重兵器を中心とする7カテゴリーの通常兵器について、報告年前年の移転数や移転相手国等の情報を各国が国連事務局に自発的に報告する制度である。

て報告することを要請するものではない<sup>23)</sup>。また、ATT第5条3には、条約第2条1に含まれる小型武器・軽兵器の定義についても、「この条約の効力発生時に国連の関連文書において用いられるものよりも狭い範囲の兵器を対象とするものであってはならない」とされており、ここでの「国連の関連文書」は“relevant United Nations instruments”と複数形で記されている。このことは、締約国には、最低限でも、実際に複数存在する国連の関連文書——国連軍備登録制度、2001年の「銃器並びにその部品及び構成品並びに弾薬の非合法的な製造及び取引の防止に関する議定書」（以下、銃器議定書）<sup>24)</sup>、2005年の「非合法小型武器・軽兵器の特定と追跡に関する国際文書」（以下、ITI）<sup>25)</sup>——で対象とされる小型武器・軽兵器のすべてを規制し報告する義務があると解釈できる。

CSP2で「承認」された報告書様式草案は、国連軍備登録制度の兵器カテゴリーを大枠で踏襲し、小型武器・軽兵器の定義も同制度のものを援用したうえで、「国連軍備登録制度の定義を暫定的に踏襲したが、銃器議定書やITIの定義を含めてさらなる検討をする」旨を注記する形となった。この注があるにせよ、複数の文書のうち範囲が最も狭い国連軍備登録制度の定義を踏襲し、他の国連関連文書で規制される兵器の一部に関する報告を任意にしたことにより、条約上の義務との整合性に疑問が生じた。また、報告書様式草案には、その他の武器の輸出入を報告する欄が設けられたが、その記入は各国の任意とされた。

## (2) CSP2 までの報告書提出状況

先述のように、2014年9月25日までにATTを批准した国については、2015年12月23日までに法制度報告書を提出する義務が生じ、2014年9月26日以降に批准等の手続きをした国に対しては、効力発生後1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じた。また、締約国には、最初の年次輸出入報告書を2016年5月31日に提出する義務があった。そして、実際にそれぞれの報告書を提出した国の多くがCSP1で作成された様式草案を使用しないし援用したため、各国の報告書に記載された情報は限定的なものとなった。

両報告書の提出状況をみると、2016年7月12日の時点で法制度報告書の提出義務があった67か国のうち、実際に報告書を提出したのは73%にあたる49か国であり、2016年5月31日までに2015年の年次輸出入報告書を提出する義務があった63か国のうち、実

23) 国連軍備登録制度およびATTの規制対象兵器については、榎本 [2016a] を参照。

24) Protocol against the illicit manufacturing of and trafficking in firearms, their parts and components and ammunition, supplementing the United Nations convention against transnational organized crime.

25) International instrument to enable states to identify and trace, in a timely and reliable manner, illicit small arms and light weapons.

際に期限までに提出したのは、半数を若干超えた程度の34か国であった。なお、セネガル、ナイジェリア、ブルキナファソが自国の法制度報告書を非公開にし、スロバキアとモルドバが自国の年次輸出入報告書を非公開にした。

また、2015年の年次輸出入報告書のなかには、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」に関して「Yes」のチェック・ボックスに記入したうえで、情報を除外した報告書もみられた<sup>26)</sup>。例えば、オーストラリア、クロアチア、セネガル、ドイツ、ドミニカ共和国、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、リベリアなどの報告書である。さらに、このチェック・ボックスへの記入は任意であるため、「Yes」にも「No」にも記入していない報告書もみられた。例えば、エルサルバドル、スペイン、スロベニア、ポーランド、モンテネグロ、ルクセンブルクは、このチェック・ボックスに何も記載しなかった。加えて、先述のように、この報告書様式の使用は義務ではない。したがって、イギリスやフランスのように、独自の様式で報告書を提出した国もみられたし、オーストリアは、基本的にこの報告書様式を使用したものの、除外した情報があるか否かを問う質問が記載されているページについては提出しなかった。これらの国の報告書については、除外した情報があるか否かすら不明である。

こうした問題に加えて、CSP2で「承認」された報告書様式における記述方法の問題も存在する。例えば、輸出入報告書の様式においては、その年に政府が許可した輸出入の情報を報告するか、実際に実施された輸出入の情報を報告するかを、各国の裁量で選択することができる。また、輸出入情報を数で報告するか、金額で報告するか、両方報告するかについても、各国が各兵器カテゴリーについて選択することができる。さらに、先述のように、輸出入報告書の様式において小型武器・軽兵器に関する報告範囲が曖昧であったり、独自の報告書書式を使用する国もあつたりする。各国による各カテゴリーの兵器の定義や輸出入の定義も一律ではない。

こうした様々な問題により、各国の輸出入情報の相互参照が極めて困難になっていることは、2015年の年次報告書の一部を抽出して分析するだけでも明らかである。例えば、NGOが、日本も含む17のATT締約国（アルゼンチン、イギリス、イタリア、スイス、スペイン、セルビア、チェコ共和国、ドイツ、日本、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア）による2015年の年次輸出入報告書の小型武器・軽兵器のカテゴリーのデータのみを抽出して精査したところ<sup>27)</sup>、これら17か国が報告した435件の小型武器・軽兵器輸出のうち、他の国が提出した

26) ATT Monitor [2017], pp. 33-37.

27) ATT Monitor [2017], pp. 45-51. 本パラグラフおよび次のパラグラフにおけるデータは、全てこの報告書

報告書に記載された輸入情報と正確に一致していたのは、6%にあたる26件にすぎなかった。何らかの部分的一致——例えば、日本の2015年の年次輸出入報告書に、ニュージーランドに「スポーツ用・狩猟用ショットガン」を165挺輸出したと記載され、ニュージーランドの報告書の輸入情報に、日本から「ショットガン」を10挺輸入したと記されているなど——がみられたのは、全体の16%にあたる70件のみであった。残る339件、実に全体の78%については、輸出情報と輸入情報に部分的な一致すらみられなかった。

例えば、ポーランドの2015年の年次輸出入報告書には、同国がチェコ共和国に17,494挺のライフル銃、短機関銃、軽機関銃、重機関銃、携帯式対戦車ミサイルなどを輸出したと記されているが、チェコ共和国の年次輸出入報告書には、ポーランドからの小型武器・軽兵器の輸入について一切記載されていない。同様に、チェコ共和国の2015年の年次輸出入報告書には、同国がポーランドに1,701挺のライフル銃、短機関銃、軽機関銃、重機関銃、携帯式対戦車銃などを輸出したと記されているが、ポーランドの年次輸出入報告書には、チェコ共和国からの小型武器・軽兵器の輸入について一切記載されていない。あるいは、スウェーデンは、2015年の年次輸出入報告書において、すべての兵器カテゴリーに関して、輸入を「nil」（ゼロ）であるとした。しかし、他の締約国による2015年の年次輸出入報告書の小型武器の部分だけをみても、ベルギーはスウェーデンに798,405USドル相当（1ドル113円換算で9000万円以上）、オーストリアはスウェーデンに12挺、フィンランドはスウェーデンにライフル銃など56挺、ドイツはスウェーデンに突撃銃46挺と短機関銃30挺、スイスはスウェーデンに回転弾倉式拳銃と自動装填式拳銃を計23挺と突撃銃を4挺、イギリスはスウェーデンにライフル銃2挺とスポーツ用ライフル8挺、イタリア、ニュージーランド、リトアニアもそれぞれスウェーデンに小型武器ないしライフル銃を2挺、といった具合に、輸出情報が記載されている。また、エストニアの報告書には、数は不明だがスウェーデンに対するライフル等の輸出が記載されており、ノルウェーの報告書にも、数は不明だがスウェーデンに対する重機関銃の輸出が記載されている。同様に、2015年の年次輸出入報告書において、すべての兵器カテゴリーに関して、輸入を「nil」と報告したアイルランドや、小型武器・軽兵器の輸入を「nil」と報告したスロベニアに対しても、他のATT締約国が、自国から小型武器・軽兵器を輸出したことを報告していた。

### (3) CSP3 および CSP4 での報告書提出状況と今後の展望

CSP3 および CSP4 においても、CSP2 と同様の問題が続いた。まず、CSP3 が開幕した

---

の左記頁に基づくものである。

2017年9月11日の時点で法制度報告書の提出義務があった85か国のうち、実際に報告書を提出したのは約72%にあたる61か国であり、そのうち6か国（キプロス、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ブルキナファソ、モーリシャス）が報告書を非公開にした。2016年の年次輸出入報告書については、2017年9月11日のCSP3開幕時点で提出義務があった75か国のうち、実際に報告書を提出したのは64%にあたる48か国であり、うち3か国（セネガル、パナマ、リベリア）が報告書を非公開にした。

次に、CSP4が開幕した2018年8月20日時点で法制度報告書の提出義務があった92か国のうち、実際に報告書を提出したのは約73%にあたる67か国であり、そのうち10か国（キプロス、ギリシャ、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、ホンジュラス、マダガスカル、モーリシャス）が報告書を非公開にした。また、2017年の年次報告書の提出義務があった89か国のうち、実際に報告書を提出したのは約54%にあたる48か国であり、そのうち3か国（アルゼンチン、ギリシャ、マダガスカル）が報告書を非公開にした。さらに、2016年および2017年の年次輸出入報告書のなかにも、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」に関して「Yes」のチェック・ボックスに記入したうえで、情報を除外した報告書もみられた<sup>28)</sup>。

CSP3の1日目に、アイルランド、グアテマラ、メキシコ、モンテネグロとルーマニアは、報告書の公開を求めた。オーストリア、オランダとスペインにも、報告書の公開を支持する趣旨の発言がみられた。3日目には、イギリス、ドイツ、ノルウェー、ブルガリアが、報告書の公開を支持した。CSP4においては、1日目にイタリア、オランダ、ノルウェーが<sup>29)</sup>、3日目にオーストラリア、日本などが<sup>30)</sup>、報告書の提出率の低さを問題視する趣旨の発言をした。

また、CSP4に向けては、報告と透明性に関するWGが準備会合を重ねて議論を続けていた<sup>31)</sup>。そして、このWGの議長を務めたベルギーとメキシコは、WGの報告書を作成したが、その報告書には付随文書A「報告に関するアウトリーチ戦略」および付随文書B「2018年9月から2019年8月までの報告と透明性に関するワーキング・グループのマンデート提

28) 例えば、2016年の年次報告書については、イタリア、ウルグアイ、ギリシャ、スウェーデン、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの報告書がこれに該当する。さらに、エルサルバドルとスペインは、「Yes」にも「No」にも記入しなかった。ATT Monitor [2017], pp. 53-54.

29) Reaching Critical Will [2018a], p. 4.

30) Reaching Critical Will [2018b], pp. 2-3.

31) ATT第17条4 (f) は、必要な「補助機関」の設置をCSPで検討するとしている。CSP2では、①普遍化、②実施、③報告および透明性に関するWGの設置が決定され、これらWGの公開の程度が議論された。CSP3においては、これらのWGについて、常設のグループにすることが決定され、CSP4の議長がこれらのWGの議長を任命し、その任期はCSP5の終了までとすることが決まった。

案」が添付されていた<sup>32)</sup>。これらの付随文書には、CSP4からCSP5までの間に、このWGが実施する任務の提案が記載されており、そのなかには、各締約国による報告書の提出を促すための取り組みを検討することや、法制度報告書と年次輸出入報告書の有用性と明瞭さ（effectiveness and clarity）を再検討する（review）ことなどが含まれていた<sup>33)</sup>。そして、CSP4の最終日に、このWGの付随文書Aを採択し、付随文書Bに盛り込まれた任務を承認する旨が、最終報告書に盛り込まれた<sup>34)</sup>。これらに盛り込まれた措置が、報告書の様式の改善や、報告される情報の相互参照可能性、報告書の提出率の向上に実際に資するかどうかは未知数である。しかし、CSP4に至る過程で報告書にまつわる問題が議論され、CSP4において具体的な行動が盛り込まれた文書が合意されたことは、少なくとも締約国自身が報告書の問題に取り組む必要性を認識し、具体的な措置を講じるための一歩を踏み出したことを意味するだろう。とりわけ、各締約国による報告書の提出を支援し促す取り組みは、国内法とは異なり罰則や強制力を持たない条約の実施確保のために、CSPプロセスを通じて行いうる当面の方策を考案したものといえるだろう。

#### 4 スポンサーシップ・プログラム

CSP3からCSP4においては、それまでのCSPsでは表面化しなかった課題が露呈することになった。それが、締約国会議をはじめとするCSPプロセスの会議にNGOや研究者ら「市民社会」関係者が参加するためのスポンサーシップ・プログラムの課題である。

##### (1) 2つのスポンサーシップ・プログラム

NGOや研究者がCSPおよびその準備段階の会合に参加する際には、自己資金で参加する場合と、スポンサーシップ・プログラムを利用する場合がある。さらに、スポンサーシップ・プログラムには、会議の公式なプログラムと、非公式なプログラムがある。

まず、公式なスポンサーシップ・プログラムは、各国の任意の拠出金（例えば、CSP3およびその準備会合に関しては、アイルランド、イギリス、オーストラリア、スイス、スウェーデン、ニュージーランドが拠出）によってまかなわれ、CSP4までの期間は国連開発計画（UNDP）に運営が委託されたプログラムである。スポンサーシップの対象となる参加者は政府関係者が多いが、NGOや研究者などの「市民社会」関係者がスポンサーさ

32) ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep, ATT working group on transparency and reporting: co-chairs' draft report to CSP4, 20 July 2018.

33) ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep, ATT working group on transparency and reporting: co-chairs' draft report to CSP4, 20 July 2018, pp. 7-10.

34) ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinRep.Rev1, Final report, 24 August 2018, Paragraph 25.

れることもある。CSP2以降、UNDPは、「市民社会」に対する公式スポンサーシップについて、国際NGOなど5団体<sup>35)</sup>による非公式の選考委員会を設けた。そして、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が作成する「援助受取国・地域リスト」（DACリスト）に記載されている国や地域のNGOや研究者のうち、スポンサーシップの対象となるための申請を提出した者のなかから会議参加者を選出した。しかし、「市民社会」に割り当てられた枠は非常に狭く、例えばCSP3および準備会合3回の合計4回の会議については、合計5名しかスポンサーされなかった。

次に、非公式なスポンサーシップ・プログラムとは、主にヨーロッパの国などが「コントロール・アームズ」（正式略称ではないが以下CA）という国際キャンペーンのニューヨーク事務局に資金を拠出し、CA事務局が途上国か否かにかかわらず参加者を選定するというものである。CAは、公式なスポンサーシップ・プログラムにではなく、自身のスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出するよう、ATT締約国に要求してきた。その結果として、ドイツなどの国がCAのスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出し、CSP3および準備会合には、CAのスポンサーシップ・プログラムを利用して60人以上のNGOや研究者が参加した<sup>36)</sup>。

CAは、ATTの交渉過程においても独自のスポンサーシップ・プログラムを設けていたが、当時から問題を指摘する声もあった。このプログラムにおける参加者の選定は、CAの意思決定に関わる欧米NGO関係者やCA事務局関係者に委ねられてきた。その結果、多くの欧米NGO関係者やCA事務局関係者がCAのスポンサーシップを得て会議に参加する一方で、自己資金での参加が困難な「南」のNGOや研究者は、欧米NGO関係者やCA事務局関係者に従順でない限りはCAのスポンサーシップを得られない傾向があることを、疑問視する意見もみられた。

同様の問題はCSPプロセスのなかでも顕在化した。とりわけアジア・アフリカ地域のNGO関係者は、知見に基づいた意見・主張を持つ（それゆえ欧米NGOやCA事務局関係者によって従順だと見做されない）「南」の専門家がCSPsに参加できない傾向を問題視した<sup>37)</sup>。他方で、欧米NGO関係者やCA事務局関係者に従順な「南」のNGOや研究者は、

35) CA、平和と安全保障に関する調査・情報グループ（GRIP）、ノンバイオレンス・インターナショナル 東南アジア（NISEA）、SIPRI、スモール・アームズ・サーヴェイ。

36) 主要な資金拠出国であるドイツは、CAのスポンサーシップ・プログラムにおいて会議参加者を選ぶ際の選考基準、誰を会議に参加させたのか、スポンサーシップを受ける人物の出身国や勤務地に偏りはなく、欧米NGO関係者の割合はどの程度か、といった確認を行っていなかった。

37) アジア・アフリカ地域のNGOに対する筆者インタビュー、2017年9月11日（月）から15日（金）、ジュネーブ国際会議場にて。

CAのスポンサーシップを得てCSPsに参加し、欧米NGO関係者が作成した声明を本会議場で読み上げたり、民族衣装を着てメディアの前でポーズをとったりする。しかし、そうしたタイプの「南」のNGOらが報告書制度等のテクニカルかつ詳細な議論に関与するとは限らず、本国でのATTの普遍化や実施において具体的・実質的な貢献をする可能性は必ずしも高くない。

先述のように、CSP3に向けた公式なスポンサーシップ・プログラムには、「市民社会」関係者に割り当てられた枠が限られていた。それゆえ、自己資金がない途上国のNGOや研究者がCSP3に参加するためには、CAのスポンサーシップを得ることしか選択肢がなかった。そして、CAのスポンサーシップで参加したNGOや研究者は、CSP3において、自動的にCAの傘下団体として参加登録がなされた。これは、CSP3の本会議場で自団体のネームプレートや席を与えられなくなり、自団体の意見を声明として発表することもできなくなることを意味した。彼らが本会議場で声明を述べる機会を得るのは、欧米NGO関係者が起草した声明をCA関係者として読み上げることに合意した時に限られることになる。

加えて、CSPプロセスにおけるCAは、「南」のNGOや研究者の問題意識を必ずしも代弁してこなかった。例えば、ATT締約国から特定の国（例えばフィリピン）に対する武器輸出がATT違反といえるか否かについては、CAを主導する国際NGO関係者と武器移転先の国で活動するNGOや研究者との間で意見が分かれる場面もみられた。そうした場合には、概して武器移転先の国で活動するNGOや研究者の意見は無視され、欧米に多くの拠点を置く国際NGOの意見が「市民社会の見解」として発表されている。また、「南」のNGOや研究者には、欧米諸国への武器移転を問題視する意見もみられるが、CAはそのような欧米諸国にとって極めてセンシティブな問題を取り上げることを避けてきた。さらに、「南」のNGOや研究者には、CAのスポンサーシップ・プログラムではなく公式スポンサーシップ・プログラムに資金を拠出して制度を強化・透明化することを支持する声もみられたが、CAは公式なものではなく自らのスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出するようドナー国に要求した。つまり、「南」のNGOや研究者の意見は、必ずしもCAに代弁されてこなかった。

この状況について、CSP3では「南」のNGOや研究者からの不満が高まり、本会議場周辺では、彼らが日本政府関係者に対して直接に問題提起したり、スポンサーシップ・プログラムの制度改善を求めるなどする場面もみられた。

## （2）東アジア・東南アジア地域 NGO の参加問題

この問題は、CSP4において、東アジア・東南アジア地域のNGOが参加できない状況を生む形で顕在化することになった。

2018年8月時点で、東アジア・東南アジア地域におけるATT締約国は日本と韓国のみであり、アジア地域の国（日本）が議長を務める初のCSPとなったCSP4に向けた準備過程では、この地域での条約普遍化の必要性が指摘されていた。また、この地域には、中継貿易（輸入物資の第三国への再輸出）地となっている国が多い。この地域における武器移転を規制する制度が未整備な国を経由し、武器が拡散することを防ぐためには、各国の規制強化が必要となる。加えて、CSPsを通じては、ATTの実施に必要な国内の制度構築などを援助するため、締約国による任意の信託基金（VTF）が設置されている。CSP4に向けては、フィリピン政府とノンバイオレンス・インターナショナル東南アジア（NISEA）が共同でVTFの資金を得て、武器移転規制の能力構築訓練を政府関係者に行い、批准のための国内プロセスを進めていた。CSP4は、こうした活動の成果や課題を共有したり、フィリピンおよび他の東南アジア諸国における条約批准や規制強化に向けた取り組みを前進させたりするための機会になりえた。にもかかわらず、東アジア・東南アジアのNGOや研究者で、公式・非公式のスポンサーシップ・プログラムを通じてCSP4に参加した者は、わずか1名であった。

まず、CAのプログラムを通じては、NISEA関係者も、彼らと協働してきた東アジア・東南アジア等の地域のNGOや研究者も、誰一人として支援を受けなかった。とりわけ、NISEAはCAの運営委員会メンバーであり東南アジア地域のリーダーを務めていたにもかかわらず、CAの支援を受けなかった。NISEAおよび彼らとの関係が強い東アジア・東南アジア地域のNGOや研究者がCAの支援を受けなかった背景としては、NISEA関係者がCA事務局における資金や職員のマネジメント等の問題を解決すべきだとCAの他の運営委員に提起した（つまり、CA事務局関係者の意向に沿わない行為をした）経緯があるとの指摘が、CSP4に参加した複数のNGO関係者によりなされた<sup>38)</sup>。

他方で、CSP4およびその準備会合の公式なスポンサーシップ・プログラムについては、微増ではあるが8人のNGOや研究者が参加した。そのうちの1人がインドネシアの研究所の若手研究者であったため、CSP4では、公式なスポンサーシップ・プログラムを通じて東南アジア地域から1名が参加する形となった。

結局、NISEAの関係者らは、明治大学国際武器移転史研究所との共同研究の一環として、

---

38) アジア・アフリカ地域のNGOに対する筆者インタビュー、2018年8月20日（月）から24日（金）、ホテル椿山荘東京にて。

あるいは日本の有志による支援を部分的に得てCSP4に参加し、CA傘下の団体としてではなくNISEAとして独自にCSP4に参加登録した。なお、一連の問題も背景として、2004年に設立された「コントロール・アームズ」日本キャンペーンは、CSP4直前の2018年6月に解散を決定した。また、CSP4に「市民社会」枠で参加登録した日本の8組織のうち、CA傘下組織として会議に登録したものは皆無であった。結果的に、CAの傘下としてCSP4に参加した東アジア・東南アジアの組織も皆無となった。

### （3）CSP4での議論・決定と今後の課題

公式なスポンサーシップ・プログラムは、ATT事務局が形成される前に設置されたため、先述のようにUNDPに運営が委託されていた。しかし、CSP1を経てジュネーブにATT事務局が設置され、その任務の遂行が軌道に乗ったことに鑑み、制度の変更が検討された。具体的には、CSP4に向けて、公式なスポンサーシップ・プログラムの運営をUNDPからATT事務局に移管することや、そのためのATT事務局職員を雇用することなどが検討され、CSP4までに移管のための準備が進められていた<sup>39)</sup>。

CSP4の4日目の本会議場では、公式なスポンサーシップ・プログラムを通じてこの会議に参加したヨハネスブルク・カトリック大司教区の関係者で、国際小型武器行動ネットワーク（IANSA）の主要メンバーであるジョセフ・デュベ（Joseph Dube）が、スポンサーシップ・プログラムの改革を訴える声明を読み上げた<sup>40)</sup>。この声明は、現在の制度においては、長い経験と調査能力や法的知識を持つNGOの専門家の多くが、資金的問題により会議から排除される結果になっていることや、ATTの普遍化のために戦略的に重要な国のNGOが会議に参加していない状況がみられることを指摘し、そのようなNGOの疎外はATTを推進するための妨げになると論じた。また、声明は、公式なスポンサーシップ・プログラムの運営をUNDPからATT事務局に移管することを支持するとともに、NGOの選考について明確な基準を作成・公表し、選考制度の透明性を確保して濫用（abuse）を防ぐことなどを提言した。

会議最終日に採択された報告書には、公式なスポンサーシップの運営をUNDPからATT事務局に移管することや、ATT事務局および締約国の一部で構成されるATT管理委員会（MC）が、締約国や署名国と協議しつつ、スポンサーシップを利用する参加者の選定など

39) ATT/CSP4.MC/2018/MC/354/Conf.SponsProgr, The ATT sponsorship programme: review of the current arrangements, 20 July 2018.

40) Statement by Joseph Dube to the Arms Trade Treaty conference of states parties, Tokyo, 23 August 2018.

において、透明性や公平性を確保していくことが明記された<sup>41)</sup>。

CSP4後の10月末、アジア・アフリカ地域のNGO15団体は、ATT事務局長、CSP5の議長、MCを構成する締約国、およびドイツや日本などの主要ドナー国に対して共同書簡を送付した<sup>42)</sup>。この書簡には、公式なスポンサーシップ・プログラムは、特定のNGO連合体に関与しているか否かに関わらず応募できる唯一のスポンサーシップ・プログラムであり、このプログラムにおいてNGOの参加に割り当てられる枠を拡充したうえで、スポンサーを受ける人物の選考手続きや選考基準を明確にし、透明性を確保しつつ公平に審査が行われるべきだとの提言が盛り込まれていた。

しかし、ATT事務局は、「公式なスポンサーシップから市民社会を除外し、NGOの参加を支援したい国は個別に支援を行う」旨の提案を作成した<sup>43)</sup>。このことは、「南」のNGOや研究者が公式なスポンサーシップ・プログラムを通じて選考される可能性すらなくなることを意味した。そして、ヨーロッパなどのドナー国がCAあるいは規模の大きい国際NGOに資金を拠出した場合には、CSP4で露呈した問題が解決されないであろうことを意味した。また、日本など、個別のNGO等に会議参加費用を支援するような資金拠出枠組みを有しない国の政府にとっては、今後のCSPプロセスにおいて「南」のNGOや研究者らの参加支援を行う可能性がほぼなくなることを意味した。アジア・アフリカ地域のNGOはこの提案に強く反対し、ATT事務局、CSP5議長および日本を含む関係各国に対して、提案の修正を求めたが、2018年12月1日現在、ATT事務局の方針に変化はみられない。

## 5 おわりに

CSP3およびCSP4を通じては、条約の実施や報告書といった既存の課題に加えて、スポンサーシップ・プログラムをめぐる課題も露呈し、その課題が普遍化や実施のための活動に影を落としている可能性も指摘された。

1990年代以降の国際政治学において、「グローバル市民社会」という概念やアクターには、国民国家に縛られた市民の概念を超越し、「南」の視点によるボトム・アップの安全保障観に基づき、既存の国家において抑圧される者や代表（代弁）されない者の安全保障を追

41) ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinRep.Rev1, Final report, 24 August 2018, Paragraph 34.

42) 全ての書簡が公開されているわけではないが、日本政府関係者宛ての共同書簡は、この書簡に署名した日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスのホームページに掲載されている。

・高見澤將林軍縮大使宛て共同書簡

<https://www.terra-r.jp/news/press-release/attjointletterjapanambassador.html>

・河野太郎外務大臣宛て共同書簡

<https://www.terra-r.jp/news/press-release/attjointletterjapanminister.html>

43) Arms Trade Treaty Secretariat [2018], p. 3.

求し、「グローバルな規範」の形成を推進し、コスモポリタンな世界秩序への移行に寄与することが期待された<sup>44)</sup>。CAは、1997年に「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」が採択され<sup>45)</sup>、その条約形成の過程でNGOによるキャンペーンないし「グローバル市民社会」が果たした役割が注目され、軍備管理・軍縮分野における「グローバル市民社会」の役割に期待が集まった2003年に設立された。そして、CAは、「グローバル市民社会」を標榜し、世界中の市民を代弁することを謳い、欧米諸国から資金を得た。しかし、CAは、国民国家の境界を越えた広がりを見せる一方で、CAの意思決定に関与する人々に従順であるか否かという基準によって包摂と排除の論理をはらむ傾向を見せるようになり、代表（代弁）されない者を生み出していった。CSP3からCSP4にかけてのスポンサーシップ・プログラムをめぐる課題には、この問題が露呈したといえよう。

同時に、スポンサーシップ・プログラムをめぐる課題の背景には、1990年代以降の軍縮・軍備管理分野において、アジェンダ・セッティングから条約等の細部の文言に至るまでの議論が、欧米の政府やNGO、研究者らにより主導されてきた経緯があるといえる。例えば、1990年代以降の通常兵器の移転規制の議論は、欧州の政府やNGO、研究者らが主導したが、彼らの議論は、移転された通常兵器が「南」の「野蛮」な武力紛争や暴力に使用されたり「南」の開発を妨げたりして国際の平和と安定を脅かす「リスク」を問題視するものであった。この問題意識に基づいて、EUや欧州安全保障協力機構（OSCE）は、武器移転の可否を判断する際の基準——武器が移転先で国際人権法・人道法の違反の実行等に使用される可能性が高い場合に、自国からの武器輸出を許可しない、といった——を形成した。ATTは、欧州の政府とNGO、研究者らがこの基準のグローバル化を目指すなかで発案された。その一方で、彼らの議論には、欧米諸国に対する武器移転や、武器を輸入せずとも自国で多くの武器を一定程度は生産することができる欧米諸国による武器生産・配備やそのための軍事費に対する問題意識が欠如する傾向がみられた。そして、ATTの発想に見られるような欧米（ないし欧州）中心主義的傾向に異議を唱えるタイプの「南」のNGOや研究者にとっては、概して、ATTに関する国際的な政策論議の場に参加する機会や資金を得ることは困難であった。

軍縮・軍備管理分野におけるいわば構造的な「南北」問題については、*Asian Journal of Political Science*が2018年10月に刊行した最新号（Volume 26, Issue 3）において「兵器管理に関するポストコロニアルな視座」（Postcolonial Perspectives on Weapons Control）と題

44) 例えば、Dunne and Wheeler [2004].

45) Convention on the prohibition of the use, stockpiling, production and transfer of anti-personnel mines and on their destruction.

する特集が組まれて考察されるなど、注目され始めている。ATTのCSPプロセスのスポンサーシップ・プログラムについて改革を求めているアジア・アフリカ地域のNGOのなかにも、軍縮・軍備管理業界全般における欧米中心主義的な見方や「南」のアクターに対する差別に対する倦怠感や、業界全体の改革ないし「脱植民地化」を追求すべきだとの意見がみられる。彼らの活動の展開が今後のCSPプロセスおよび軍縮・軍備管理分野全般にいかなる影響を及ぼすのか（あるいは影響を及ぼさないのか）、注視する必要があるだろう。

## 文献リスト

- 榎本珠良 [2016a] 「武器移転規制と秩序構想—武器貿易条約（ATT）の実施における課題から—」『国際武器移転史』1。
- 榎本珠良 [2016b] 「2016年8月の武器貿易条約（ATT）第2回締約国会議に向けて—第1回締約国会議およびその後の論点—」『国際武器移転史』2。
- 榎本珠良 [2017] 「2017年9月の武器貿易条約（ATT）第3回締約国会議に向けて—第2回締約国会議およびその後の論点—」『国際武器移転史』4。
- 外務省 [2014] 「武器貿易条約」  
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029746.pdf>>（2018年11月12日アクセス）
- Al Jazeera [2015] Saudi warplanes bomb Houthi positions in Yemen, 26 March 2015. <<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2015/03/saudi-ambassador-announces-military-operation-yemen-150325234138956.html>>（2018年11月12日アクセス）
- Arms Trade Treaty Secretariat [2018] *ATT sponsorship programme funding proposal for the fifth conference of states parties (CSP5)*, October 2018.  
[https://thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20\(Oct%202018\)/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20\(Oct%202018\).pdf?templateId=1258015](https://thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20(Oct%202018)/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20(Oct%202018).pdf?templateId=1258015)（2018年11月12日アクセス）
- ATT Monitor [2016] *Update to ATT monitor case study, dealing in double standards: how arms sales to Saudi Arabia are causing human suffering in Yemen*. <[https://www.thearmstradetreaty.org/images/CSP2\\_Statements/Update\\_to\\_Case\\_Study\\_2-\\_ATT\\_Monitor.pdf](https://www.thearmstradetreaty.org/images/CSP2_Statements/Update_to_Case_Study_2-_ATT_Monitor.pdf)>（2018年11月12日アクセス）
- ATT Monitor [2017] *ATT monitor report 2017*.
- Carroll, Rory [2017] “Nicolás Maduro: will Venezuela’s president drag his people to the edge?,” *The Guardian*, 30 July 2017. <<https://www.theguardian.com/world/2017/jul/29/observer-profile-nicolas-maduro-venezuela-hugo-chavez>>（2018年11月12日アクセス）
- Dunne, Tim and Wheeler, Nicholas [2004] “‘We the peoples’: contending discourses of security in human rights theory and practice,” *International Relations*, 18:1, 9-23.
- Ki-moon, Ban [2016] *Statement: Secretary-General’s address at event co-organized by the United Nations Association of the United Kingdom and Chatham House, London, United Kingdom, 5 February 2016*. <<http://www.un.org/sg/statements/index.asp?nid=9440>>（2018年11月12日アクセス）
- MacAskill, Ewen [2016] “UN report into Saudi-led strikes in Yemen raises questions over UK role,” *The Guardian*,

27 January 2016. <<http://www.theguardian.com/world/2016/jan/27/un-report-into-saudi-led-strikes-in-yemen-raises-questions-over-uk-role>>（2018年11月12日アクセス）

Reaching Critical Will [2018a] *ATT monitor*, Vol. 11, No. 2, 21 August 2018.

Reaching Critical Will [2018b] *ATT monitor*, Vol. 11, No. 4, 23 August 2018.

Sands, Philippe, & Clapham, Andrew & Ghrálaigh, Blinne Ní [2015] *Legal opinion: the lawfulness of the authorisation by the United Kingdom of weapons and related items for export to Saudi Arabia in the context of Saudi Arabia's military intervention in Yemen*.

Stone, Jon [2016] High court grants legal challenge against British arms sales to Saudi Arabia, *Independent*, 1 July, 2016. <<http://www.independent.co.uk/news/uk/politics/high-court-grants-legal-challenge-against-british-arms-sales-to-saudi-arabia-a7113196.html>>（2018年11月12日アクセス）